

放射線治療品質管理士制度規約

平成 16 年 10 月 20 日制定

令和 5 年 1 月 7 日改定

第 1 条 定義

放射線治療品質管理士とは細則第 1 条の A. 資格申請の条項を満たし、「放射線治療品質管理機構」が定めた講習の履修と資格申請もしくは資格更新の手続きを終え、B. 資格授与により放射線治療品質管理機構が適格と認定した者である。

第 2 条 役割

放射線治療品質管理士の役割は、それぞれの現場での放射線治療の品質マネジメント（放射線治療の質の向上を目的とした幅広い活動）を主体的に行うことである。昨今の品質マネジメントの観点からは、施設の管理者・リスクマネジメント組織・放射線治療医等の放射線治療に携わる者と連携して、連絡・指示の伝達周知、病院管理部門への改善措置の提案、スタッフへの教育・研修、広報等を行うことも求められる。また、第三者評価の導入等を通して、客観的な指標による放射線治療の品質保証を達成しなければならない。

具体的な役割

1. 放射線治療部門全体の品質マネジメントの体制整備と PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）の実施^{注1)}
2. 放射線治療の品質マネジメント、医療事故発生予防のための情報収集と主体的活動
3. 放射線治療機器（照射装置及び治療計画装置、関連機器）・情報システム・技術に係るコミッションングおよび定期的な品質保証/品質コントロール(QA/QC)プログラムの立案と計画、実行^{注2)}
4. 放射線治療に関する品質管理・医療安全・リスクマネジメントに関する自施設スタッフへの教育・研修、広報等の立案・実施
5. 放射線治療に関わる法令・ガイドライン等に基づく施設基準（人員、

設備等)の把握、自施設の整備状況の評価および改善案の提案

6. 品質マネジメント全体、放射線治療機器等のQA/QCプログラム実施における病院内の医療安全担当者や他の放射線治療品質管理に携わる職種の協力体制の構築

7. 機器故障・医療事故(ニアミスを含む)等発生時の対応と発生後の品質マネジメント体制の見直し

8. 第三者機関による定期的な出力線量測定および線量計等の校正の定期的実施と結果に基づく改善

注1) 品質マネジメントでは、施設全体の品質マネジメント方針、放射線腫瘍医の治療方針、放射線治療のプロセス等に照らして、施設に合った目標を施設内で協議して設定したうえで、計画、実行、評価、改善のPDCAサイクルを廻していく。

注2) 各装置に入力すべきデータ管理とチェックの実施、各施設に対応した実施可能なQA/QCプログラム(実行すべき項目とその許容値、頻度別プログラム等)の策定と実施を含む。

第3条 改正

放射線治療品質管理士制度規約の改正は「放射線治療品質管理機構」が行う。

第4条 実施

1. この制度は、平成16年10月20日より施行する。
2. この制度は、令和5年1月7日に改定し、施行する。